

有害使用済機器を保管又は処分する事業者のみなさまへ

# 2018年4月より 都道府県知事等に届出が必要です

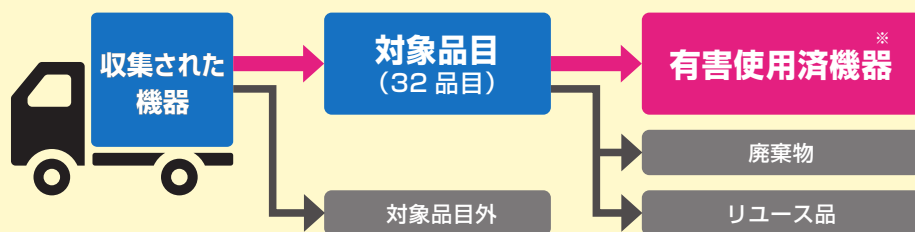
2018年4月1日時点で既に有害使用済機器の保管又は処分を行っている場合は、2018年10月1日までの届出が必要となります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の一部を改正する法律が2018年4月1日より施行されました。

※1：廃棄物処理法第24条の2に定める政令市長 ※2：届出義務に違反した者には、30万円以下の罰金

## 有害使用済機器の判別

有害使用済機器は、対象品目に指定された機器のうち、**廃棄物**ではなく、かつ**リユース（再使用）**されないものを指します。



※使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

## 届出について

新規に有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合は、**事業を開始する10日前**までに届出が受理される必要があります。

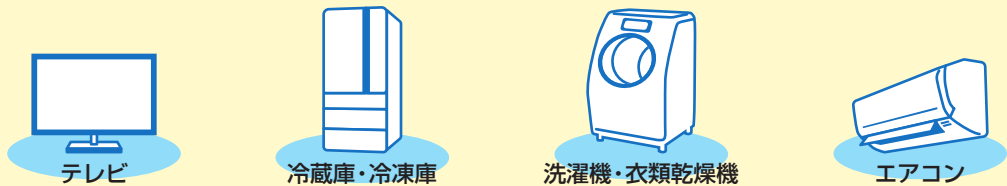
## 届出が不要な者

当該ヤードに係る廃棄物処理法の許可を持っている者など、生活環境保全上適切に扱えると考えられる者は届出が不要となります。詳しくは「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」を参照ください。

## 対象品目※

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に指定されている4品目と使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)に指定されている28品目が対象品目となります。(附属品含む)

### 家電リサイクル法対象品目 (4品目)



### 小型家電リサイクル法対象品目 (28品目)



ファクシミリ、PHS・スマートフォン、ラジオ、ビデオカメラ・DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセット、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置・光ディスク装置、ディスプレイ、電子書籍端末、電動ミシン、電気グラインダー・ドリル、ヘルスメーター、電動式吸入器、フィルムカメラ、電子レンジ、電気除湿器、電気アイロン・掃除機、電気こたつ・電気ストーブ、電気かみそり、電気マッサージ器、ランニングマシン、電気芝刈機、蛍光灯器具、電子時計、電子楽器 等

※家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではないものに限り業務用機器においても対象となります。

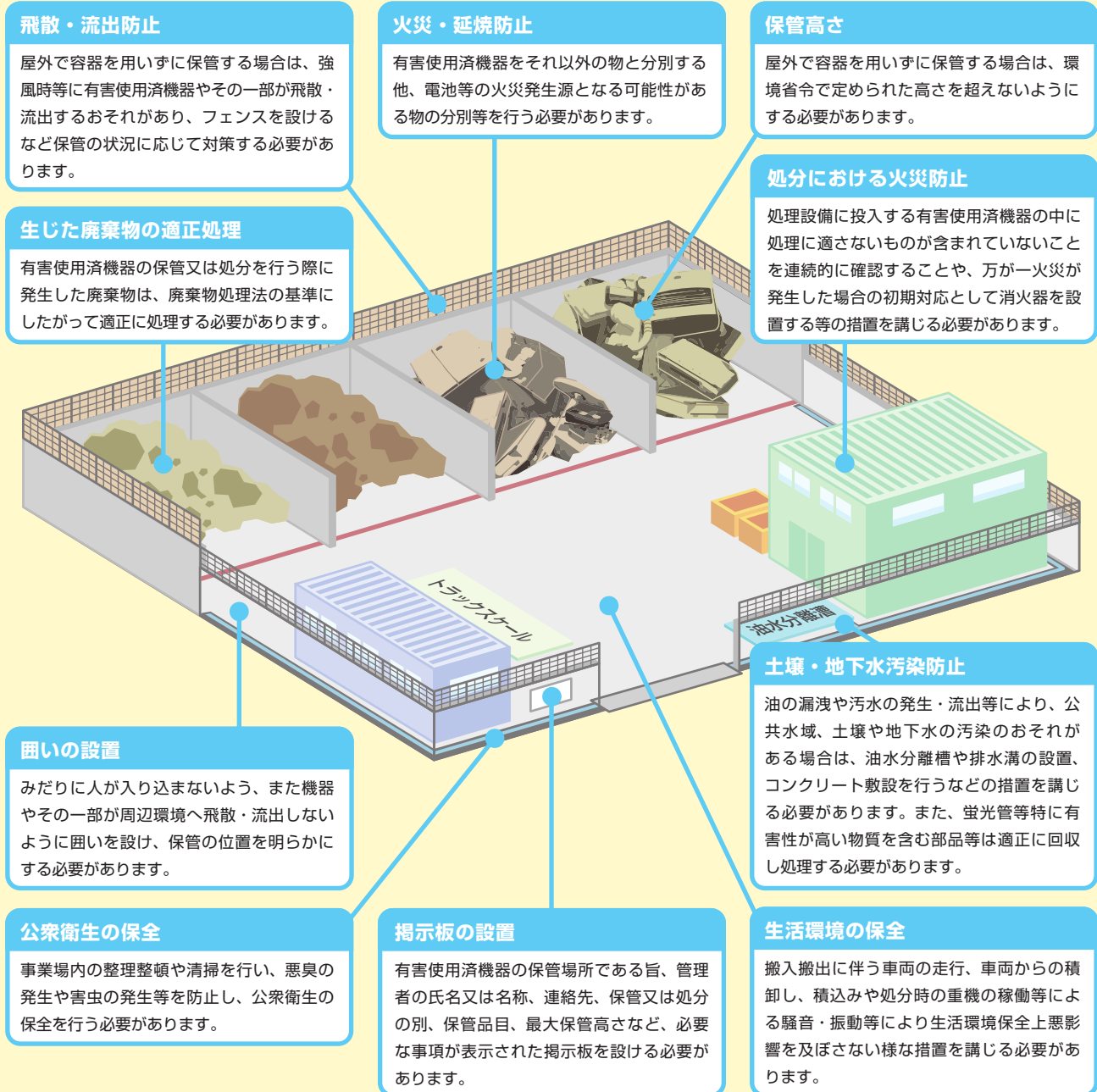
## 廃棄物処理法改正の背景

鉛等の有害物質を含む、使用済電気電子機器と金属スクラップ等が混合された物（いわゆる雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、保管や処分されることにより、火災を含む生活環境保全上の支障が生じており、対応の強化が必要となっています。



## 有害使用済機器の保管・処分の基準

有害使用済機器保管等業者は、基準を遵守し適正に保管又は処分を行うことにより、生活環境上の影響を防止する必要があります。以下の図に基準の概要を示します。



## お問い合わせ

有害使用済機器の保管や処分に関する届出については、お近くの都道府県・政令市にお問い合わせください。

【本チラシに関するお問い合わせ先】 環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課 電話：03-3581-3351

詳しくは有害使用済機器の保管等に関するガイドラインをご参照ください。(http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/index.html)